

◎ 第2期宮城県医療費適正化計画
第1回策定懇話会(H25.1.8)以降の御意見と対応方針

※「該当ページ」欄は、最終案において反映したページを記載しています。

氏名	章	節	項目	該当ページ	御意見	対応方針
高橋 誠一 委員	3	2	2(2)イ 施設・居住系サービスの充実	61	内容は介護保険サービスが中心となっていることから、内容に沿ったタイトルとすべき。	タイトルを「イ 介護保険サービスの充実」に変更しました。
	3	2	2(2)イ 施設・居住系サービスの充実	67	上記、タイトルを変更しない場合には、「在宅医療の推進」の「目指すべき取組の方向性」に記載している「サービス付き高齢者向け住宅」を移動することが、整合性が取れているのではないかと。	上記、タイトルを変更することで、サービス付き高齢者向け住宅は当初どおり、「在宅医療の推進」において記述しました。
	3	2	2(3) 在宅医療の推進	66 67	以下についても、方向性として明記すべき。 ・在宅ターミナルケア(終末期医療のことを指すものと思料される)の支援連携 ・認知症患者への支援連携	・目指すべき取組の方向性の6つ目の○の「在宅医療に関する医療機関の情報提供」につなげる形で、「在宅医療に関する相談機能、退院調整機能の強化の働きかけ」を追記しました。 ・認知症患者に対する取組について、現状と課題(66ページの2つ目の○)、目指すべき取組の方向性(67ページの7つ目の○)それぞれに追記しました。
高橋 祥允 委員	3	2	1(1)エ たばこ及びアルコール対策	37	目指すべき取組の方向性の2つ目の○について、下線部分を追記されたい。「上記の取り組みの他、医療費の適正化を図るためには、医療関係者や保険者との協働による健康への悪影響の啓発も必要です。～」	追記しました。
	3	2	1(2) 二次予防の推進	44 45	目指すべき取組の方向性の1つ目の○について、下線部分を追記されたい。「医療費の適正化を図るためには、病気の早期発見・治療に結び付ける特定健康診査と特定保健指導について、実施率の向上に向けた取り組みが必要です。そのためには、メタボリックシンドロームや生活習慣病等の予防に関する正しい知識の普及啓発はもとより、保険者や市町村と連携した受診や指導機会の拡大に努める必要があります。」	追記しました。

氏名	章	節	項目	該当ページ	御意見	対応方針
高橋 祥允 委員	3	2	1(2) 二次予防の推進	45	<p>目指すべき取組の方向性の2つ目の○について、下線部分を追記されたい。 「以上を踏まえ、保険者や市町村等における特定健康診査、特定保健指導について、円滑な実施の支援や広報・普及啓発に関する以下の取組を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者や市町村、医療機関や関係団体とも連携し、地域コミュニティや職場での健診や保健指導、学校等における健康教育等において、メタボリックシンドロームや生活習慣病などの予防についての正しい知識や生活習慣の改善方法などの普及啓発を行います。 ・保険者や市町村等が実施する、特定健康診査や特定保健指導の効果的、効率的な実施に向け、マスメディアを活用した普及啓発を行います。また、実施率の向上を図るため、受診や保健指導についての普及啓発を行うとともに、特定健康診査・特定保健指導対象者への周知内容及び方法の多様化や受診・指導機会の拡大等について支援していきます。」 	追記しました。
	3	2	1(2) 二次予防の推進	45	<p>上記に関連し、普及啓発の取り組みとして、例えば埼玉県では大宮駅構内にて県知事、市長、協会けんぽ支部長が先頭に立ち県と保険者が連携した「健診受診促進キャンペーン」というポピュレーションアプローチについて取り組み、特定健診の必要性を県民へ啓発している。同様の取り組みをしてはどうか。</p>	貴重な御意見として受け止め、計画策定後の取り組みの参考とさせていただきます。
	3	2	2(1) 受診の適正化	51	<p>目指すべき取組の方向性の①の4つ目の○について、下線部分を追記されたい。 「薬局で配布している「お薬手帳」が、薬による治療の有効性・安全性の向上に大変有効であるという利点について、患者はもちろんのこと、医療関係者に対してもその趣旨を周知し、また、市町村や保険者と連携のうえ患者への活用と普及啓発に努めます。」</p>	追記しました。
	3	2	2(1) 受診の適正化	52	<p>目指すべき取組の方向性に、⑥として以下を追記されたい。 「⑥保険者・市町村との連携 ○ 受診の適正化に向けた取り組みについては、保険者、市町村と連携した県民への情報提供と、医療機関等との情報の共有を進めていきます。」</p>	追記しました。
	3	2	2(4) 後発医薬品の使用促進	70	<p>目指すべき取組の方向性の2つ目の○について、下線部分を追記されたい。 「後発医薬品に対する信頼性を確保し普及を図るため、先発医薬品との同等性など、品質に関する情報について、県のホームページ等を活用し、県民及び医療関係者に提供するとともに、後発医薬品の使用促進事業を積極的に行っている保険者等へ、情報提供等の支援をするとともに、使用促進に係る共同した活動を行います。」</p>	追記しました。
	3	2	2(4) 後発医薬品の使用促進	70	<p>上記に関連し、県民を対象とした後発医薬品の使用促進に関するセミナーの開催を検討してはどうか。 また、県内の各保険者の後発医薬品への取り組みの情報の収集、分析を行い、差額通知の取り組みなど県民に有益な情報については、メディア等を積極的に活用し、県民に対して情報を発信されたい。</p>	貴重な御意見として受け止め、計画策定後の取り組みの参考とさせていただきます。

氏名	章	節	項目	該当ページ	御意見	対応方針
佐々木 孝雄 委員	3	2	2(1) 受診の適正化	51	目指すべき取組の方向性の①の2つ目の○について、以下を追記されたい。 「あわせて、レセプト点検により得られた重複受診・処方に係る情報を医療機関・保健薬局とも共有し、医療現場においても重複の発生回避に努めます。」	御意見に基づき、「～努めることが望まれます。」と結び、追記しました。
	3	2	2(1) 受診の適正化	51	目指すべき取組の方向性の②の2つ目の○について、修正されたい。 原文:「このため、重複受診等に伴い重複処方された薬の服薬等により副作用の発生リスクが増大することに加え、結果的に医療費を増加させることなど、県政だよりなどの広報を通じ、医療費適正化に向けた県民の意識を高めるための普及啓発に努めます。」 ↓ 修正:「このため、重複受診等に伴う重複処方により副作用の発生リスクが増大することに加え、結果的に医療費(全体及び個人負担)を増加させること、また、その回避のために「お薬手帳」が有用であることなどを、県政だよりあるいは市町村、健康保険組合などの広報を通じ、医療費適正化に向けた県民の意識を高めるための普及啓発に努めます。」	御意見に基づき、以下のとおり修正しました。 「このため、重複受診等に伴う重複処方により、副作用の発生リスクが増大することに加え、結果的に医療費を増加させることなど、県政だよりなどの広報や市町村・保険者とも連携しながら、医療費適正化に向けた県民の意識を高めるための普及啓発に努めます。」
	3	2	2(3) 在宅医療の推進	65 66	現状と課題の2つ目の○の「在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局」の記述について、修正されたい。 原文:「～医療依存度の高い患者の増加とともに、医薬品・医療・衛生材料等の管理指導を実施する訪問薬剤師の役割は増加していることから、訪問薬剤師の確保対策が望まれます。」 ↓ 修正:「～医療依存度の高い在宅患者の増加に伴い、それらの患者への医薬品、医療・衛生材料等の供給及び管理指導の必要性が増大しております。その反面、薬剤師による訪問薬剤管理指導業務の周知が不十分で、実施率は低調な状態が続いております。医師・ケアマネジャー・薬剤師間の一層の連携が望まれます。」	御意見に基づき、以下のとおり修正しました。(医療計画との整合性も考慮しました) 「～医療依存度の高い在宅患者の増加に伴い、それらの患者への医薬品、医療・衛生材料等の供給及び管理指導の必要性が増大しています。薬剤師による訪問薬剤管理指導業務について周知されるよう、医師・ケアマネジャー・薬剤師間の一層の連携が望まれます。」
	3	2	2(3) 在宅医療の推進	67	目指すべき取組の方向性の4つ目の○(介護職員の医療的ケアの取り組み)について、以下を追記されたい。 「～取り組みを進めます。更に、医薬品による日常生活動作への影響に関する研修会の実施により、医薬品による転倒・誤嚥などの介護事故を防止することは、新たな医療費発生を回避する上で必要であると考えられます。」	御意見に基づき、以下のとおり修正しました。 「～取り組みを進めます。さらに、転倒・誤嚥などの事故防止のための研修会を行います。」

氏名	章	節	項目	該当ページ	御意見	対応方針
佐々木 孝雄 委員	3	2	2(4) 後発医薬品の使用促進	70	目指すべき取組の方向性の1つ目の○(「関係団体との協議の場」の部分)について、削除されたい。 理由:現在の後発医薬品供給上の一番の問題は、製薬メーカーでの原料不足による品切れ、発売中止が相次いでおり、この事態は流通の川下の卸、薬局では安定供給の議論を行うことは困難であるため。	国の「後発医薬品の安心使用促進のためのアクションプログラム」において、各都道府県レベルでの協議会の設置が盛り込まれています。なお、平成25年度からの方針は未だ国から示されていないものの、次期プログラムにおいても協議会の設置が示されるものと見込まれることから、当初どおりといたします。
			2(4) 後発医薬品の使用促進	70	目指すべき取組の方向性の1つ目の○(研修会の開催)について、修正されたい。 原文:「～地域で共有することで、後発医薬品の使用促進を図っていきます。」 ↓ 修正:「～地域で共有することで、後発医薬品の安全・安心な使用を図っていきます。」	修正しました。
山本 壽一 委員	3	2	1(1)オ 歯と口腔の健康づくり	40	現状と課題に、以下を追記されたい。 「口腔ケアの実施は、急性心筋梗塞の予防、がん患者等の周術期の良好な予後、糖尿病の予防と重症化予防、誤嚥性肺炎の予防などにその効果が期待されます。」	追記しました。
			1(1)オ 歯と口腔の健康づくり	40	現状と課題に「12歳児一人当たり平均むし歯本数」の状況が記載されているが、3歳児の状況についても同様に記載されたい。	3歳児歯科健康診査結果(全国・本県比較)を追記しました。
			1(1)オ 歯と口腔の健康づくり	42	現状と課題に、第1期計画において掲載された歯科検診・歯周疾患検診について、推移を見るためにも継続して掲載されたい。	現状の結果を含め、表を掲載しました。
			1(1)オ 歯と口腔の健康づくり	42	目指すべき取組の方向性の2つ目の○について、追記されたい。 「各医療ステージにおける周術期口腔機能管理を含む口腔ケアの実施について、関係医療機関間の調整を促進し、入院患者や在宅療養者(患者→者)へのサービスの提供を促進します。」	追記しました。
			2(3) 在宅医療の推進	65	現状と課題の当該ページの2つ目の○(在宅医療関係機関に係る現状)について、県歯科医師会が実施した「平成24年宮城県歯科医療機能連携実態調査」に基づき、表現並びに数値(箇所数)を訂正されたい。	修正しました。(医療計画から移記)

氏名	章	節	項目	該当ページ	御意見	対応方針
山本 壽一 委員	3	2	2(3) 在宅医療の推進	67	<p>目指すべき取組の方向性に、以下を追記されたい。 「入院患者、特に周術期患者に対する歯科医師等による専門的口腔ケアが患者回復や在院日数短縮に非常に重要な要素であることは広く知られており、病院での専門的口腔ケア提供体制確保を支援していきます。さらに在院日数の短縮に伴い、患者が退院後、在宅療養に移行する場合の在宅での口腔ケア提供体制整備を歯科医師の協力の下、構築していきます。」</p> <p>※ 退院後の回復期～在宅期のフォロー体制の確保も忘れてはならない。現在、県歯科医師会がみやぎ県南中核病院において取り組んでいる「みやぎ訪問歯科・救急ステーション」等をモデルとして事業を進めている。システム連携の構築に協力をいただきたい。</p>	<p>御意見に基づき、以下のとおり追記しました。 「周術期患者に対する専門的な口腔ケアは在院日数の短縮に繋がることから、医療機関における口腔ケア体制を支援していきます。また、在宅療養への移行後における口腔ケア体制についても構築していきます。」</p>
	3	2	2(4) 後発医薬品の使用促進	70	<p>後発医薬品は先発医薬品と主成分が同一というだけで、主成分の製造方法や副成分・添加物等は異なっている。 実際には、先発医薬品と比較し、その効果が減少したり、異なる副作用等も報告されている。 しかしながら、効果や副作用までもが同一であるかのような誤解が生じていることから、単なる医療費抑制の面だけではなく、正しい理解を踏まえた上で後発医薬品であることを十分に周知することが必要ではないのか。</p>	<p>現状と課題にも、「十分な信頼が得られていない」(70ページ)と記載しております。 御意見に基づき、目指すべき取組の方向性の2つ目の○に「後発医薬品に対する正しい知識と信頼性を確保し…」と追記しました。</p>
富谷町	4	1	計画の評価	76 77	それぞれの役割を明確に記載すべき。	第4章「計画の評価」を「計画の推進と評価」に変更し、第1節「計画の推進」を新たに設け、第1節に県民、県、市町村、関係機関等の役割分担を明記しました。
	3	2	2(1) 受診の適正化	47	<p>平成22年度における県内市町村別の一人当たり医療費(国保医療費)の現状及び図表は不要。 理由:現状と課題を分析する上で、国保一人当たりの医療費から取組の方向性を見出すのは困難。特に国保加入率は県平均でも27%に過ぎない。</p>	現状として記載したものであり、削除しないこととします。
	3	2	1(2) 二次予防の推進	45	目指すべき取組の方向性の記述のうち、「保険者や市町村等が実施する特定健康診査や特定保健指導の効果的、効率的な実施に向け、～」の「市町村等」について、特定健診が実施された平成20年度以前であればこの記述でも良かったのかも知れないが、医療保険者が実施することを踏まえれば、この記述はそぐわないのではないのか。	効果的・効率的な実施に向けた普及啓発について方向性を記述していること、前段にも実施主体を記載していることから、当該文言(「保険者や市町村等が実施する」)を削除することとします。
	3	2	2(1) 受診の適正化	51	<p>目指すべき取組の方向性について、以下のとおり修正されたい。 (2行目)「県内市町村における1人当たり医療費～」→「県内市町村国保における1人当たり医療費～」 (11行目)「市町村ではレセプトの縦覧点検の実施により、～」→「各保険者ではレセプトの縦覧点検の実施により、～」</p>	修正しました。